

平成24年3月9日（金曜日）

---

応招議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

出席議員（15名）

1番	千葉伸孝君	2番	高橋兼次君
3番	佐藤宣明君	4番	阿部建君
5番	山内昇一君	6番	山内孝樹君
7番	星喜美男君	8番	菅原辰雄君
9番	小山幸七君	10番	大瀧りう子君
11番	及川均君	12番	鈴木春光君
14番	三浦清人君	15番	西條栄福君
16番	後藤清喜君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町	長	遠藤健治君

会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総務課長	佐藤 徳憲 君
復興企画課長	三浦 清隆 君
復興事業推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
産業振興課長	佐藤 通 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	高橋 一清 君
建設課長	西城 彰 君
危機管理課長	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹 兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教 育 長	佐藤 達朗 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

## 事務局職員出席者

事務局 長

佐藤 広志

上席主幹兼総務係長  
兼議事調査係長

佐藤 孝志

主 幹

加藤 優美子

## 議事日程 第4号

平成24年3月9日（金曜日）

午前10時00分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第15号 南三陸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第16号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第17号 南三陸町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例制定について
- 第 5 議案第18号 南三陸町復興交付金基金条例制定について
- 第 6 議案第19号 南三陸町地域復興基金条例制定について
- 第 7 議案第20号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 第 8 議案第21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について
- 第 9 議案第22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について
- 第10 議案第23号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第15号）
- 第11 議案第24号 平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第25号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 第13 議案第26号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 第14 議案第27号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第3号）
- 第15 議案第28号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第6号）
- 第16 議案第29号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

- 第17 議案第30号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）  
第18 議案第31号 平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算（第3号）  
第19 議案第32号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算（第7号）
- 

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで

午前10時00分 開議

○議長（後藤清喜君） おはようございます。

定例会4日目でございます。本日もよろしくお願いたします。

ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤清喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において14番三浦清人君、15番西條栄福君を指名いたします。よろしくお願いたします。

---

#### 日程第2 議案第15号 南三陸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第2、議案第15号南三陸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第15号南三陸町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、適正な医療機会の確保及び子育て家庭に対する支援策の充実を図ることを目的として、名称を子ども医療費と改めるとともに、助成対象年齢を15歳までに拡大するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） おはようございます。それでは、細部説明をさせていただきます。

す。

議案書20ページの改正文をお開きをいただきたいと思います。こちらで説明をさせていただきます。

まずもって、名称ですが、本則、乳幼児を子どもに改めさせていただきたいというものでございます。

また、対象の年齢を、現在の6歳から15歳に改めるものでございます。

7条につきましては、文言の整理でございます。

名称についてでございますが、15歳までのいわゆる中学生まで拡大ということになりますので、乳幼児というよりも子どもに変えた方が適切であるということでございます。

また、15歳まで拡大をした理由でございますが、一般財源持ちという事情ももちろんございますけれども、一般質問でもご説明を申し上げましたが、震災後の子育て支援、あるいは町民の定住対策に係る両面の施策として考えれば、やはり義務教育という一つのくくりの方が、町民に対してもわかりやすいのではないかなという判断でございます。

なお、附則で、施行期日ということで、平成24年10月1日からということにさせていただきますが、この理由につきまして2点ほど申し上げます。

まず1点は、国民健康保険の保険証というのが毎年10月1日を基準として交付をさせていただいております。そのときに、子どもの医療費に係る受給者証というのをセットでお渡しをさせていただきますので、その交付時期とタイミングを合わせたいと。

もう1点につきましては、この医療機関への周知の期間が相当程度必要であると、これは医師会、あるいは宮城県の国保連合会、そういった他団体に対する告知の期間がやはり数カ月必要だということから、この10月1日というような施行とさせていただきました。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第3 議案第16号 南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第3、議案第16号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第16号南三陸町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、平成24年度から平成26年度までの保険料率の設定及び保険料の減免措置延長に伴う平成24年度における保険料の納付期限を変更する必要があることから、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、細部説明をさせていただきます。

議案参考資料の35ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま町長が申し上げましたとおり、今回、第1号被保険者の介護保険料を平成24年度から平成26年度までというふうなことで規定するものであります。介護保険料率につきましては、本来であれば第5期介護保険事業計画を平成24年度からというようなことで策定をして定めるというふうなことになっておりますが、このような震災によりまして第5期の介護保険計画が策定が困難であるというふうなことで、第4期の介護保険計画を延長しても構わないというふうな、県の方からの通達が来ておりますので、それに基づいて第4期、いわゆる今の計画をそのまま1年延長するというふうなことで、そのまま保険料を持ち越すというふうなことでございます。

次に、介護保険料の減免の措置につきましては、今回、平成24年9月まで延長というふうなことになりましたが、所得段階の確定がまだできないと、その賦課の段階でできないという

ようなことですので、仮算定で4月に残した場合には、相当数の割賦が発生するというふうなことで、今回、特例で納期を変更するものでございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 介護保険条例、これは今、課長の説明ですと、第5期の介護保険料を1年間だけ延長すると、そういうことでしょうか。ここのこれになりますと、平成24年度から平成26年度までの第5期の保険の料率が延長するのかなと、私は思って聞いていましたので、その辺をもう一度確認します。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今回は、実際には上部法であります介護保険法の規定で、3年を1期としたようなそういう定めがございますので、それに基づいて3年というふうなことでございますが、先ほど説明申し上げましたとおり、第5期の介護計画が策定できないというふうなことで、1年延長しても構わないというふうな特例が出たものですから、とりあえず1年をそのまま踏襲すると。介護保険法に基づいて期間は3年に設定をせざるを得なかったということがございますので、ご了解をいただきたいと思います。

ですから、平成24年度中に第5期の介護保険計画を策定をするというふうな予定になっております。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 私は大変これは喜んで見ていたので、平成26年度までこのまま第3期のままで行くのかなとそういうふうに認識しておりましたので、ちょっと今の説明では、ちょっと私も今納得いかなかったのがそうなんです、見通しとしてどうなんでしょうか。本当に今厳しい状況の中で皆さん暮らしているわけです。平成24年度に、また第5期の策定を見直しながらやるという話なんです、見通しとしてどのように考えますか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 県の方から、いわゆる標準のシートが来ておりまして、そのシートに当てはめると、今の状態で1,000円以上上げないとちょっと成り立たないというようなそういう状況でございます。ただ、先ほど申しましたように、介護保険計画に基づいて保険料率が設定されるというふうなことなので、今回はその計画が策定できないというようなことで、あえて1年を延長させていただいたというふうなことがございますので、ご了解を



いただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 県からの標準のシートが来ると、1,000円以上ですか、介護保険料を上げなければならないようになってきているという話ですが、上げなくても、なかなか大変な運営になるとは思いますが、こういう状況の中で県からの指導のもとにどうしても上げなければならないというようなところまで、私はちょっと信じられないんですが、考えなくてもいいんじゃないかなと思って、この第5期の策定のときにその辺を猶予してやってほしいなと思っていますが、その辺はもう一度どうでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 現況のお話をしますと、今、県の方でも大分下の方に介護保険料がございます。近隣ですと気仙沼市さんが中位、200円ほどまだ安かったんですが、今回上げるというふうな情報が入りまして、約4,000円ぐらいになると。うちの方は今のところ3,400円ですから、またさらに下位の方に位置をするというふうなそういう状況でございます。それで、介護保険料につきましては、今のところその基金を取り崩しながらやっているというふうなそういう状況がございますので、もし今回上げなければ、第5期あるいは第6期の際に、またその上げ幅が大きくなってしまいうふうなことがございますので、やはり段階的に少しずつそういった形で上げざるを得ないのかなと、その辺のご理解をいただきたいとそういうふうに思っております。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 4 議案第 17号 南三陸町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第4、議案第17号南三陸町損失補償契約に係る回収納付金を受け取

る権利の放棄に関する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第17号南三陸町損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東日本大震災による被災した中小企業者の二重ローン対策として、中小企業者に対する求償権が行使された場合、町に納入すべき納付金を受け取る権利の放棄に関する事項を定め、被害を受けた中小企業者の早期の事業再生を支援するために本条例を制定するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の36ページの方をごらんください。

この条例制定に関しましては、町長が先ほど申し上げましたように、東日本大震災によりまして被害を受けました中小企業者の二重ローン問題等の対応でございます。二重ローン等を抱えておりますとなかなか再生が難しい状況でありますので、こうした被災した中小企業者が事業再生をする場合に、県の信用保証協会が中小企業者に対して持っております求償権、これは後でご説明いたしますけれども、それや回収金を放棄することができることとなります。それで事業の再生を支援するという、そういうようなスキームでございますが、しかし、現在の地方自治法におきましては、その求償権放棄をする上では、特別の定めがない場合は市町村の議会の議決が必要とこういうことになっております。なぜそうなりますかと申しますと、町と信用保証協会との間で結んでおります損失補償契約がございますが、これは信用保証協会が求償権を行使して回収金を得た場合、その損失補償割合に応じまして町に回収金の一部を返納することとこうなっております。しかしながら、信用保証協会が求償権を第三者に譲渡あるいは放棄した場合、町は回収納付金を受け取る権利を放棄することになってまいります。そんなものですから、町の権利の放棄となるためには、地方自治法の特別の定めのある場合を除くほか、議会の議決を必要とするという規定がございますので、これに特別

の定めということでの条例を制定するという内容でございます。

具体的にご説明を申し上げますが、議案関係参考資料の36ページの方で、私が今お話ししたのをその図に示してございますが、概略図の方でございます。右下の方に地方公共団体とあります。これは町の関係でございます。ここに町が入ってまいりますのは、町の条例で中小企業振興資金あっせんに係る条例がございまして、これによりまして、町は毎年度、金融機関の方に預託をしております。具体的に言えば毎年度7,000万円を預託しまして、それでその7倍までの融資を金融機関は中小企業者に貸し付けるという、そういう内容でございます。

この預託金に基づく融資を受ける場合には、これは信用保証を受ける必要がございます。そのために信用保証協会が絡んでまいります。信用保証協会の保証を得た後に金融機関は中小企業者の方へ融資をいたします。中小企業者はその後金融機関の方へ返済をするということでございますけれども、何らかの事情でその返済が滞ってしまう。これは一般的な例でございますが、何らかの理由というのは業績がよくないだとかということになりますが、今回はその東日本大震災の関係で返済が滞るといふか、そのさらに被災した部分を再生しなければならないということでの二重ローンを抱えてしまうと、そういうようなこととなります。

仮に東日本大震災ではないケースを想定した場合に、中小企業者が金融機関に返済が滞ってしまった場合には、信用保証協会が信用保証しておりますので、その滞った分をかわりに金融機関の方へ返済すると、これが代位弁済という形になります。ところがそうしますと、信用保証協会は信用保証しておるとはいうものの、その部分を丸々その自分のところで損失をこうじてしまいますので、これに信用保証をするに当たりましては、信用保証協会は日本政策金融公庫というところに、これは国が出資しておるところですけれども、ここにいわゆる保険を掛けます。保険を掛けておきまして、それで代位弁済すべき金額のおおむね8割が保険金で補てんされると、それが信用保証あるいはその信用補完制度の仕組みでございます。

ところが、保険金では8割ほどしか補てんされませんので、残りの2割、20%の分は、これは信用保証協会とそれから町が預託しておいてそれでその信用保証を結んでいる関係ですから、信用保証協会と町でその損失補償をするというそういうような仕組みとなっております。代位弁済したその残りの20%に関しましては、信用保証協会は代位弁済はするんですけれども、残りの分は、その中小企業の方に別途これはその回収に努めます。回収した分に関しましては、町の損失割合に応じまして信用保証協会からこれが町の方へ返納されるという、そういう仕組みになってございます。

ところが、これは信用保証協会と町との関係でございますが、この信用保証協会がその回収

することに関しましては、一般的な例でございますが、企業がその返済を滞った場合に別にその回収するというのはなかなかこれは難しいケースでございます。一般的な場合にはなかなかこれは回収が難しいことでございます。それで、平成17年度からは、国の経済情勢の関係でこういうケースが出てまいりましたので、代位弁済した残りの信用保証協会がかぶった分のその20%分をそれを債権といたしまして、回収専門にする組織ができ上がっております。いわゆる債権回収機構でございますが、信用保証協会はここに債権を、いわゆる正式には求償債権というんですけれども、これを譲渡することができる制度になりました。

ところが、それは仮に20%分の、金額にして仮に1,000万円分のその債権があったとしても、回収するのはなかなか難しい面がありますので、債権回収機構が仮に1,000万円のその債権を1,000万円で買うのではなくてもっと安い金額で買って、それで回収に努める。それが今までの流れでございます。

今回は、これに東日本大震災の被害を受けた中小企業者対策として、この滞った場合に、債権回収を容易にすることができるように、これは被災した県の方に債権回収機構を別につくるといふそういうような仕組みになりました。宮城県におきましては、同じ資料の39ページの方でございますが、ここの下の方の欄に、宮城県産業復興機構という債権回収機構を設立いたしました。宮城県と県内にある地元金融機関でもって出資いたしまして、それともう一つは独立行政法人の中小企業基盤整備機構でもって出資いたしました100億円の出資金でもって、この債権回収機構を設立いたしました。

それで、この宮城県の産業復興機構が、その東日本大震災によって、返済が滞ったというわけではないんですけれども、さらにその被害をこうむったその施設を立ち上げるために再度また金融機関の方へ融資を申し込む際に、その二つ払うのがなかなか難しいものですから、これまでのその債務の方に関しましてはこちらの方へ譲渡してもらって、それで信用保証協会の方にはその中小企業者がいわゆるその焦げつきがない形にして、それで新たにその信用保証を申し込もうというそういうような制度にすれば融資を受けやすいただろうと、そういうような仕組みになりました。

ところが、この資料の2枚戻っていただいて37ページの方に、これが信用保証協会と町との間で結んでおります、代位弁済する際に損失補償をするというそういうような契約の内容でございます。先ほど申しましたように、信用保証協会が代位弁済はしますけれども、そういうケースの場合には、信用保証協会が別にその滞った中小企業の方から回収した場合には、回収金のうちから、町が損失補償した割合に応じて町の方へ返納しなければならないという

そういうこれが契約でございますが、この契約は町と信用保証協会との間だけでしか結んでおりませんので、これをこの信用保証協会が債権回収機構という第三者の方にその債権を売り渡してしまうということになりますと、その第三者の方で回収したその債権は、回収したとしても町の方へ返納されるというそういうようなことがないという、そういう仕組みになります。町がそういうその債権を放棄するというということになりますと、前段で申し上げましたが、債権放棄に関しましては地方自治法の方に、これが、議会の議決を要するということが明確にうたわれております。議会の議決を得られれば一番これは問題ないんでございますが、被災したその中小企業者の再生を早期に行うためには、議会の議決を得ない状態で、それで、その特別の定めのある条例を制定することによって、首長の権限でこの債権の譲渡を認めるというそういうような仕組みにしないとなかなか難しかろうということで、今回、特別の定めのある条例の制定を提案するものでございます。

今度は議案書の方に戻っていただきたいのでございますが、議案書の方に、24ページ、25ページに条例案を提示してございますが、今まで申しましたので第1条に目的と、それから第2条にその定義がございまして、第3条に回収納付金を受け取る権利の放棄ということで、これが首長のところでその判断をしてよろしいというそういう特別な定めをする条例の内容ということになります。この中の2号の方で、中小企業者の事業の再生を支援するためということで、ここに内容をうたってございます。

おおむね私の方の細部説明は以上でございますが、なかなかこれが難しいというか、その仕組みが複雑なものですから、資料の方にはいろいろと記載させてはおりますけれども、なかなかこれは一気には難しかろうとは思いますが、おおむね内容は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 質問をするのに、何を質問したらいいかと思って悩んでいる内容のこともあるんですが、求償権の放棄という言葉があったんですが、実際には求償権の放棄というんじゃないんですよね。町が求償権をするわけではないでしょうから。あくまでも求償権は信用保証協会が持つものなんですよ。簡単に言えば、その保証協会が保険を掛けている、保険が8割来ると、その残りの20%を保証協会と町がある程度損失補償という形でいかなければならないけれども、その町の方は放棄をするというような、簡単に言えばそういうことかと思うんですが。その震災によってその二重ローンになってしまうと、最初のものについ

てをやるんだと、それはあくまでも再生が目的であって、この震災によって廃業とか何かによる場合は、これは対象外という解釈でよろしいのかどうかです。

それから、具体的に、今、町の方でこの関係の融資を受けている企業の数と額、そして、これからでしょうからだけでも、見通しとしてどれぐらいの額が町の取り分といいますか、戻ってくる分が放棄によってどれぐらいの金額になるのか、見通しで。例えば、これが全部再生に向かってやりますよと、今、借りている企業ありますよね、それが今後すべてが再生に向かってやりますよといった場合には、最初の借り入れた分は町はいいよというような内容ですから、その金額の額が大体どれぐらいになるのか、おわかりでしたら。わからなければいいですけども。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今お尋ねのように、この東日本大震災で被害をこうむって再生しようというそういうような方に関しては、その二重ローン対策として、言われたように信用保証協会が持っている求償権を宮城県のその産業再生機構の方へ譲渡することができるんですが、もう立ち直れないと、それからこれで廃業してしまうだとかという方に関しては、その求償権を信用保証協会はその債権回収機構の方へ譲渡することはできないというか、その債権回収機構の方ではこの東日本大震災のために再生する方のためにとということで立ち上げたものですから、それ以外の方のその求償権の買い取りはしません。なものですから、仮にそこで焦げついたとした場合には、信用保証協会は時間をかけてその方から幾らかでもその回収をしまして、それでその損失補てんした分を町の方にもそれを、時間をかけてというか年度はまたがるにしても、その返納をするというそういう仕組みになります。

今現在、町の中小企業振興資金あっせん条例に基づくその融資を受けている方々なんですが、これが1月末現在でございますが、件数で、残高がある方が80件でございます。残高全体で2億3,007万円です。この中からどなたが債権放棄の関係で求償権を放棄してもらうための相談をされているかというのを、これを把握するというのは非常に難しいものですから、今現在は私どもの方ではつかみ切れてはございません。今現在のところでは。今後こういう町のその条例とかでなった場合に、改めてそれでその再生機構の方を含めてその相談に訪れるケースがあるかとは思いますが、今現在はそれが無いということでございます。

それで、全額その損失補償する場合、議案関係参考資料の方に信用保証協会と町との間での損失補償契約を結んでございますが、これが37ページでございます。ここには年間に最高で700万円を限度として損失補償するという。これが、今、平成23年度ですから、平成23年度に

融資を受けた方に関しては700万円を限度と、その前の年度に関してもまた700万円を限度という形になります。ですから、その中小企業のこの振興資金に関しましては、設備資金は最大に長い返済期間で7年でございます。ですから、仮にその方々が全部滞ったとした場合は、その7年分という形になろうかと思えます。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 先ほどの質問なんですけど、今の段階ではまだ相談でも何もないというふうな。町に相談に来るわけがないと思うんです。あくまでも金融機関あるいは保証協会に直接行く方もいるでしょうけれども、そうしますと、そういう内容については町の方に保証協会かどこからか随時連絡が来るようになるわけですか。その辺です。これが決まったら、町は関係ありませんとぽんと払ってしまって、わけがわかりませんというわけにはいかないと思うんです。その辺の把握はきちっと町の方でこれからしていけるかどうかということなんです。それによって毎年あるいはこの時期、町の分の損失ということになるのかな、その辺の本来は収入という形になるんでしょうけれども、その町に返る分、それがこのことによって放棄することからゼロになると、その経理の処理というものはどういうふうになるのか。これが決まったからいいんですよとぽんと切って終わりなのかどうかなのかです。欠損金と言ったらいいのか、そういうふうなものは、表現の言葉はちょっとわかりませんが、その経理の処理の仕方というものはどういうふうになるのかです。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 損失補償契約の関係で、1年度で700万円を限度として損失補償をしますよということの契約なものですから、これは毎年度当初予算におきまして債務負担行為を設定させていただいております。これまでは幸いなことに損失補償するケースがなかったのですが、今後、東日本大震災の関係で出てくる可能性があります。出てきた場合には、私どもも債務負担行為は設定をしておりますが、具体的なその予算というはまだ金額幾らというのは予算書には入れていませんので、こういうケースが相談されて出てきた場合には、信用保証協会の方から町の方へ通知が来ます。この求償権を第三者に譲渡してよろしいですかどうですかと。その場合に、代位弁済する段階で、町の損失補償がこれだけですからその負担してくださいと来ますが、これを譲渡してよろしいかどうかというそういうような事前協議が参ります。それは譲渡してはだめですよとなれば、その時点で町はその代位弁済された分の幾らかを損失補償しなければなりません、そうすると信用保証協会はその求償権を譲渡できませんので、その滞った人に時間をかけてもそれは回収にかかります。

回収した分を町がその損失補償した割合に応じて、年度はその次年度以降にはなるとは思いますが、その分が少しずつ返ってくるという形になります。ですから、その町の方にはまるきり知らんぷりというわけではなくて、その町がだめですよと言った場合には、信用保証協会がずっとそれは回収する。町の方はその内容によって、今度は、宮城県のその再生支援機構の方とその事業者が相談して、その再生支援機構の方がこの事業者は東日本大震災の関係でこういう状態になったんですけれども、再生する意思があつてそれで計画がこれが妥当だとそう判断した場合には、また町の方にこういうことですから買い取りたいという、信用保証協会とそれからその再生機構の方と両方から連絡が来ることになって、ついてはその買い取る関係がありますので、損失補償した分はお宅の方には戻らないけれどもそれでよろしいですかという、そういうような事前協議が来るというのがこれまでの仕組みなんです、その場合には、その町がその返納される権利を放棄するということになりますので、議会の議決を必要としておったんですが、議会はその都度その都度開催されるわけではございませんので、それでその時間をできるだけ短くするというので、それでその議会の議決を経ないでこれを了解するという特別のその条例を認めてほしいというのが今回の提案なのでございます。

ですから、町の方にはそれは事前の協議が来て、それを了解した場合には、決算の議会とかそのときには、これが何件あつてどの金額だということは報告されるという、そういう仕組みになると思います。件数だとか数字は、それはわかる形になります。

○議長（後藤清喜君） よろしいですか。4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） 説明する方も何かわかってわからないような。わかっているんでしょうけれども、それを表現が難しいということだろうと思うんですけれどもね。

それで、この損失の補償は、議決は非常に自治法でなっているんですよ。自治法で損失補償というのは議決が必要だと。その法に触れないのかどうかです。

それから、その当町の中小企業者、今80件で2億3,000万円、今のところ1人当たり300万円ぐらいかなと見ているわけですけれども、随分利用している中小企業者には相当運営に役立っているのかなというふうに思っております。現在の件数、金額は示されたわけです。それで、中小企業者は今回の震災によって何個人、何社ぐらいが、この利用している方にそういうのがあるか、おおよそ調べているんでしょう。全然皆目わけがわからないんですか。これは簡単なんです。商工会あたりでアンケートをしょっちゅうとっていますから、何社がやめて、テレビでも新聞でもやっているんですよ、南三陸町の事業者というのはね。そいつをわ



かりませんとか何とかということは見ないですので、やっぱりこういう案件を上程するということになれば、それは必ず質問が出るんですから、これは町が損することですよ。それを議決をする必要なく町長で判断して、それをいついつ議決するのはひどいから、せっかく議会開かないから、そんなことは理由になりますかね。その辺どういう考えを持っているのか、もう一回課長の方に。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今回の融資を受けて償還中の件数が80件でございまして、企業者数は70社で、80件のその融資を受けているということでございまして、それで、具体的にこの70社の方々がすべてその再生するかとかやめるだとかということのその情報そのものが、はっきりとやめたというところが、なかなかこれがまたつかみ切れません。検討中というところがございすけれども、70社のほとんどがこれが被災は大なり小なりしております。それで、新たにその融資を受けながら再生するというのがどれぐらい出てくるのかというのが、これが実は正直なところまだ具体的にはつかめてはおりません。どれぐらい出てくるのかというのが、なかなかこれがつかみ切れませんところでございます。

それで、前段で議員が言われましたとおり、その債権の放棄というのは、これは自治法に定めがありまして、議会の議決を要するというのはまさにそのとおりでございます。それで、こういうこれが自治法の第96条の第1項に規定されておるんですが、この部分に関しては首長のところでやっていいですよという特別な条例を定めることによって、この議決を、その求償権の放棄を行えるようにするという、そういうような解釈が国の方から出まして、それで、被災したその6県の方ではすべてその債権回収機構を立ち上げまして、それで、宮城県の方でもその関係する市町村に補助条例を定めてもらえないかという、そういうような指導のもとに、私もその説明が余り適切ではないですけれども、そういうような条件でございます。

○議長（後藤清喜君） 4番阿部 建君。

○4番（阿部 建君） そういう説明が必要なんです。法で損失補償は絶対議決は必要という自治法で決まっているんですよ、92条。その法に触れるんです、普通は、こういうやり方は。議会をいついつ開くのが面倒だから、議決をしなくてもそれを認める権限を町長に与えてくださいというんだから。そういうことを議会はそうですかというわけには、私はいかないと思います。ただ条例で、この災害の中で、県の方の指導、それから他市町村でもこういう制度があります。それに県の指導がそういう指導であるから当町でもその条例を制定するんだ

というようなことなんだと思いますが、それであるのかどうかです。

それから、中小企業者、本町では、けさのテレビでも言っていますよ、30%が南三陸町では廃業です。それが果たして、テレビで言っているんですからおおよそだと思います。そういうことは、おおよそでもテレビ、新聞はやはり重要視する必要があると思います。その中で、廃業すれば丸々これは町が損するんですから、そうでしょう、廃業すれば。そこなんですよ、問題は。廃業すれば、廃業しなければ今度の条例が維持できますけれども、廃業した場合は果たしてどうなるのか。町で保証しているのかなと思うんですけれども、銀行で700万円を預託して、銀行で1,000万円なら1,000万円まで貸すと、その補償は町長が判こつくと。私は借りたことはありませんが、恐らくそういうことだと思いますが、そういうことになると、どうなんですか、町でその廃業者の場合はどの程度損害をこうむるのか。そういうものも議決の必要が出るのかどうか、この辺がどうなんですか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） この被害を受けてもう廃業するという場合には、この信用保証協会が仮に返済できないからと代位弁済したとしても、その求償権を第三者に売るということはこれはしないです。しないというか、廃業した方に関しては買い取らないというそういう制度です。といいますのは、今回は、その被災を受けてその再生することを……。

廃業する方に関してはこの制度は使えないということです。なものですから、廃業した方の分は私らの方の損失は生じません。

それで、今回、宮城県内のその状況を申しますと、35市町村ある中で32の市町村がこれを制定するというそういうような状況でございます。制定しないところがどういうところかと言うと、余り被災が大きくなかった市町村だとは思いますが、そういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑ございませんか。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 24ページ、条例の定義の分の5項の文言のことについてちょっとお尋ねしたいと思います。つまり、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう」と、こういうことなんですけれども、この当町の被害は、津波なんですよね。今回の東日本大震災で、つまりマスコミ等々でも報道しているように、あるいは国で話をしておりますものの中には、地震、津波、三つ目に原発と、こういうふうにかつ報じられていたり掲げられているわけなんですけれども、この津波の「津」の字もないそれをどういうふうにかつ地震に伴うという文言で解釈していいのかどうかということをお尋ねしたいと思います、条例ですから。お願いしたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） わかりにくいその表現で申しわけありませんが、議員がおっしゃいましたように、この地震に伴う津波というそういう解釈が正しいはずですよ。といいますのは、これも県の方から示されたひな形が、正直なところそういう形なものですから、その地震に伴う津波及びこれに伴う云々という、そういう解釈をするのが正しいと、こう考えます。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） そういう解釈も成り立つという解釈もしなければならぬかと思っておりますけれども、これは県のひな形であって、それを丸々引用したということにはならないと思うんです、条例制定というものは。その自治体の条例の制定であろうと、こういうふうには私は解釈して認識しているんですけれども、そういう意味合いからすると、当町の被害は何が一番大きくこうむったかという解釈をすれば、やはりここに文言を挿入すべきが条例として妥当ではないかなと、私はこういうふうには思うんですけれども、いかがでしょう。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 私は法令の方に詳しくないものですから、ここでその断定はなかなかできかねますけれども、今回は東日本大震災というその大きな名称のもとで、それでその解釈をお願いできればと思うんですが、津波のみならずその震災に関連していろいろとその被害は想定されるものですから、逆に津波というそちらの方にだけ限定することがかえって狭めてしまいますというそういうような解釈も成り立つのではなからうかなと私は考えますが、そういうことで大震災というそういうような言葉遣いをしたものだと、こう解釈しておりますが。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） なるほど、そういうような解釈もあると思うんです。でありますけれども、東日本大震災ということだけでそういうふうには解釈するとするならば、ここに原発というのも要らないと思うんです。原発も東日本大震災でやられた福島県を中心とした被害だったんじゃないかなというふうに私は思うんです。どうなんでしょうね。これは挿入しておく必要があるかと、私はこう思います、条例ですからね。津波で大被害を受けた条例をつくるのに対して、その辺が必要かと思えます。

○議長（後藤清喜君） これは、暫時休憩をいたします。再開は11時10分といたします。

午前10時55分 休憩

---

午前11時10分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ここに定義として東日本大震災とありますが、これは定義でございまして、東日本大震災といいますのは、ここに記載したとおり、「東北太平洋沖地震及びこれに伴う原子力事故による災害を東日本大震災という」というのが、これが国の方の定義でございますので、これでご了承をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 国の方でそういうふうに定義づけているという解釈からすれば、それでよろしいのかなと思うんですけども、その中で、特にその原子力の問題については、今日もまだ原子力、原子力と言っているから、国のこれは考え方で入れたものではないかなというふうに私は思うんです。それで、すべてがそういうふうに解釈していいのかどうかということなんです。しからば、各自治体で条例、つまり町の法律をつくるんだと思うんですけども、それをすべてその国に右倣えしろと、あるいは指示に従えというような話ではなかったんじゃないか。国でそういうふうに従いなさい、そういうふうに明記しなさい、そういうふうに条例は制定しなさい、つくりなさい、そういうような話ではなかったんでしょうという。もしそういうことからすれば、やっぱり今回の大震災は地震、津波、原発、この3大震災がやっぱり掲げられる問題でないかなと、私はこういうふうに思うんです。そういう意味合いからすれば、地震の次に即、たったの二文字です、「津波」というのを入れて、そして「及びこれに伴う」と。国になり県なりに、そういうふうにやっぱり言ってやった方がいいんじゃないだろうか。だって、南三陸町は何で被害を受けたかということではやっぱり津波ですから、一番は。そういうふうに私は思います。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ここのその文言の用語の定義なものですから、これは法令執務上の解釈になると思います。これは法令執務上の技術的な定義でございますので、今回、東日本大震災というその定義をするためにはこれは国の方で正式にその省庁の方で示しました、東日本大震災というのはここに記載されているとおり、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう」ということが、これが定義されておりますので、この定義を変えて、東日本大震災を別な定義にするというのは、これは非常にその根拠となるものが明確に示されないと難しかろうと思います。で、私ども

の方はこれにかわる文言を入れるようなそういう根拠を持ち合わせておりませんので、今回のこの定義に関しては、ここに記載したとおりでこれでやっていきたいと考えていますので、これでご了解をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 4回目だから言われたいというわけでもないだろうけれどもね。

○議長（後藤清喜君） では、特別に発言を許可します。

○12番（鈴木春光君） その国の定義づけに従順しなければならないというふうなそういうことなら、やむを得ないでしょう。つまり文言をかえるべき持ち合わせは南三陸町では持っていないということでございますから、やむを得なからうなど。持ち合わせていないのを持ってこいと言うのも、あるいは挿入すべきではないかというのも無理だろうと思いますので、はい、わかりました。

であるけれども、やはり検討課題でなかろうかなというふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 2番です。何か聞けば聞くほどわからなくなってきたから、何を聞いたらいいかもわからなくなっている。

ここで、一つ損失補償の対象、これは昨年の4月1日からことしの3月31日までという、その額がこの2億3,000万円なんですか、まずこれを一つ。

それから、この何条ですか、4条ですか、これ、損失補償の請求期間というのは。ここには何条とも、ただ条とかなって数字が入っていないだけけれども。3の次だから4条なのかどうか。これが、その請求期間、昨年の4月1日から平成34年の3月31日までとすると、これが、結局ここだけ読むと、10年後の年度末にはこれは自然にその請求はできなくなるというふうな意味にとられがちなんです。

それと、ただし書きがここにあるんですが、「乙」、いわゆるその保証協会がその保険金を受け取ったのでなければその請求はできないと、そういうことは、この期間が過ぎても、保険金を受け取らなければずっと続くということなんですかね、ここの解釈はどうなんでしょう。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、今現在の残高が2億3,000万円と申しましたが、これは7,000万円のお金を町内の金融機関の方へ預けます。それで、金融機関はそれの7倍まで、この7,000万円の元手でいわゆる4億9,000万円までお貸ししますということなんです。それが毎年ではなくて、4億9,000万円を超えればもうこれ以上の申し込みがあってもここは該当し

ませんよということです。それが1年ではなくて、今回その累計で4億9,000万円になるまでということです。

それで、今度はその損失補償するその限度です。今度はこの契約を損失補償する場合があります。ある方がその返還が滞った場合、政策金融公庫の方から保険金が8割入ります。8割入った分の、今度は残りの20%分を信用保証協会がそれをかわりに金融機関の方へ払います。ところが、その金融機関の方へ払うんですけれども、20%のうちの残りの72%が町で保証しますというそういう契約になります。で、72%は保証するんですけれども、それが1年間に700万円を限度としますと、それ以上超えるとあとは信用保証協会の方でやってくださいという、そういうような契約なわけなんです。それで、それが今お尋ねのところだと思いますが、よろしゅうございますか。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 町が結局回収できなかった分、町のそのかぶる分、これが出た場合に、この期間内を過ぎてもまだ継続してやっぱりあるのか、あるいはその期間が来れば、それはもう自動的に投げってしまうのか。そこなんです。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、どこかで滞った場合、滞って、そこに信用保証協会がその損失補てんをしなければならないです。そうした場合には、金融機関に返還しなければならないその業者のかわりにその信用保証協会が金融機関に払うんですけれども、代位弁済ということなんです、だから、それで終わりではないんです。その滞って返還しないその業者に関しては、信用保証協会がそれを別に求めます。返済してもらいます。これまではずっとそうでした。それで、今回は、その返済を求めるんですけれども、それは時間がかかるし、なかなかその払えなくなったところにすぐ払ってくださいと言っても、なかなかそれは簡単にはいかないんです。その返済を求める権利を求償権といいます。求償権というのを、それを自分の方で回収するのがなかなか難しいし別な仕事もあるということで、信用保証協会が、今度はその債権をそういう部分を専門に回収する債権回収機構というのがあるんですけれども、そちらの方へその権利を売ってやると。売ってやった場合には、今度はその債権回収機構がそして回収した場合は、町の方にそれを返納するというそういうような義務はなくなってしまふんです。信用保証協会が求償権に基づいて回収して行って、回収した分は町の方に一定の割合で返ってくるんですけれども、信用保証協会がそれだけを仕事にしているわけではないですから、専門にやっているところにその債権を売ってやるということは、町にも返

す義務がなくなりますよというそういうようなことになります。ですから、再生する見込みがない企業、そういうところにかわりにその払った場合、それは町がかぶるとか何とかではないです。とりあえず金融機関の方には穴をあけられないですから、町がその預託しているものに基づいて貸しているものですから、その一次的に言えばその金融機関に損失を与えられないですから、信用保証協会と町とではその分を補てんしますが、後々、信用保証協会がそこから回収した場合には、町がその補てんした分をその分は返納してもらおうと、それが仕組みなわけなんです。

○議長（後藤清喜君） 2番高橋兼次君。

○2番（高橋兼次君） 要はその回収していると、回収なさっているんだけどその期間が切れたと、そうなったときにその回収して町に返納したりする分は、その返納するうち続くのかということを行っている。この請求期間が定めてあっても、その期間が切れてもその後も継続するのかという。それとも、この期間にぴたっと終わってしまうのかということ、そこをちょっと。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） ここで規定しておるのは、その町が補てんする期間を定めているのであって、それで、言葉は悪いですけども、仮に倒産してしまった会社から信用保証協会が回収しますよね、その期間はここには定めておりませんので、それはその回収している期間中はずっと続くというそういうような解釈でございます。町がやらなければならない期間をここに定めているということです。

○議長（後藤清喜君） ほかに。1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） 中小企業の復活、再生ということで、その部分の支援ということで町が立ち上がったということだと思います。ちょっとその中で何点かお聞きします。

今回の条例でもってスピードアップを図るために議会の議決を通さずに町長が結局それを認めると、こういう制度だと思うんです。早くとりあえずその事業が起こるように、何とか二重ローンにならないように一元化するような形の何か制度のような感じがします。その中で、平成23年度ですか、70万円の限度というような形だったような説明と思いましたが、その中で、先ほど来80件70社2億3,000万円この部分の負債の部分に債権があると、これに関して、平成23年度は事業をやるにしてもなかなか皆さんは準備も整ってないので、なかなかこの制度を使うという人はさっきも言ったようにまだはっきりしていないと、そして今後、毎年700万円を限度でもって今後進んでいくということに関して、平成24年、平成25年、平成26年と

今後行った場合に、この700万円が限度であり、保証協会の方にこれも100万円の限度だったと思うんです、町の方の部分が。そう解釈したんです。そして、結局10社があつて、例えば100万円限度で、そうすると、7件、7社にしかこの町のこの制度は適用されないというような判断をしたんですけれども、それは違うんでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 言葉が適切でない場合が出てくるかもしれませんので、ご了承願いたいのですが、まず、町は町内の金融機関に7,000万円の預託金をします。いわゆる言葉は悪いのですが、見せ金にします。その7倍までを融資してもらいます。融資してもらっているんですけれども、毎年度、例えば平成23年度に融資した分で何年か後に焦げつきが出てしまったと、その場合に、信用保証協会がその焦げつきの分の8割は政策金融公庫から保険金としてもらって、2割は信用保証協会が出さなければならないんですけれども、その2割の中の72%は町が持たなければならない。その72%に相当する部分が上限で700万円ですよというそういう解釈です。ですから、1社当たり幾らというのではなくて、残債がある会社がどの時点で焦げつくかというのは、それは今の段階ではわからないんです。例えば、500万円残債があつて焦げつく場合もあれば、50万円あつて焦げつく場合もあるものですから。ですから上限100万円ということはございません。上限100万円という恐らくどこかでごらんになったのは、信用保証協会の保証料、保証するためには保証料を出さなければならない。その補助金が予算で100万円を計上しているということです。そういうことではないかなと思います。

○議長（後藤清喜君） 1番千葉伸孝君。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。でも、ただ、今後、結局1年間に例えば20社がいて、その町の保障する額の部分が700万円を超えてしまった場合、その超えた部分に関しては、町の方で、700万円超えましたから、おたくの事業者さんには保証はこの条例ではできません、というような感じの解釈でよろしいんでしょうか。何社もこれから出てくるかもしれないと、結局、町で保証する部分が。それで、年間に限度額の700万円を超えた場合、それを超えた場合に後の部分で、その超えた時点で、この後の人たちはもうこの条例を適用されない、こういった形になるんですか。その辺だけでいいです。あと、説明は何回も聞いていますので。

○議長（後藤清喜君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 町は、その事業者と直接ではなくて、信用保証協会と直接なわけです、ですから、町がその損失補てんしなければならない部分が単年度で700万円をいつ



た場合は、それを超えてまだまだその代位弁済しなければならない部分があれば、それは信用保証協会の責任でやってもらうという、そういうことになります。

○1番（千葉伸孝君） わかりました。

○議長（後藤清喜君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 5 議案第18号 南三陸町復興交付金基金条例制定について

日程第 6 議案第19号 南三陸町地域復興基金条例制定について

○議長（後藤清喜君） 日程第5、議案第18号南三陸町復興交付金基金条例制定について、日程第6、議案第19号南三陸町地域復興基金条例制定について、以上、本2案は関連がありますので、一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町復興交付金基金条例制定について、及び議案第19号南三陸町地域復興基金条例制定についてをご説明申し上げます。

本2案は、東日本大震災からの復旧・復興のために行う事業の財源となる交付金を積み立てる基金を設置するためのものであり、南三陸町復興交付金基金につきましては国から交付される復興交付金を、そして、南三陸町地域復興基金につきましては宮城県から交付される復興基金交付金を積み立てるものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。復興企画課長。

○復興企画課長（三浦清隆君） それでは、基金条例関係の細部説明を行わせていただきます。

初めに、議案関係資料を用いてご説明を申し上げます。

41ページをお開きいただきたいと思います。41ページです。

議案第18号関係参考資料として南三陸町復興交付金基金の設置ということで説明項目が4項目列記してございます。

まず、第1の基本的な方針でございますけれども、本基金は国からの東日本大震災復興交付金を受けて造成するものです。つまり復興交付金基金事業は、5省40事業の基幹事業、それと効果促進事業、これにつきましては、さきの特別委員会で若干ご説明申し上げておりましたけれども、その事業の国庫補助金の受け皿として、より経理を明確にして経理を行うという観点から新たに基金を設けるものでございます。設置の根拠につきましては、地方自治法第241条の基金に関する規定、並びに東日本大震災復興交付金制度要綱に基づきます。

2番目の基金の名称は南三陸町復興交付金基金でございます。

3番目の基金の仕組みでございますけれども、これは復興交付金の金の流れをあらわしたものです。まず、復興交付金を一般会計の歳入の国庫補助金で受け入れます。そして、一度、歳出予算で基金に積み立てます。最後、処分という形で基金を取り崩して予算に繰り入れまして、歳出予算で計上した各事業の財源として充当する形になります。基金のスタイルにつきましては、取り崩し型の特定目的基金でございます。

4番目の基金の管理につきましては、東日本大震災復興交付金基金管理運営要領に基づきまして記載のとおり、他の経理と明確に区分して管理することや帳簿類の保存も義務づけられております。なお、国による復興交付金事業の計画期間が平成23年度から平成27年度までの5カ年間という形になりますので、本基金の設置も平成27年度末までの時限といたしております。なお、宮城県内の基金条例の設置予定団体につきましては、当町を含めまして、第1回の復興交付金事業の交付団体19団体ございましたけれども、18団体となっております。

続いて、次の42ページをお開きいただきたいと思います。

議案第19号関係参考資料ということで、南三陸町地域復興基金の設置ということで、これも4項目列記いたしております。

第1の基本的な方針につきましては、この基金につきましては被災市町村が地域の実情に

応じまして、住民生活の安定やコミュニティーの再生、それと地域経済の振興、雇用維持などに係る事業を継続的、持続的に行うために宮城県から交付された東日本大震災復興交付金基金を受けて造成するものでございます。設置の根拠につきましては、これも前18号と同様に地方自治法第241条の基金に関する規定、それと宮城県の東日本大震災復興基金交付金交付要綱に基づきます。宮城県におきましては、35市町村に総額で330億円を交付いたしました。当町には8項目の配分基準に基づきまして、16億2,300万円ほどが決定しております。これにつきましては、後にご審議いただく3月補正予算にて今回積み立てをする予定にいたしております。交付総額では宮城県内で5番目の金額に当たります。

基金の使途につきましては、これは国の交付金とは異なりまして、基本的にソフト事業に限定されております。

3番目の仕組みにつきましては、これは復興交付金基金と同様でございます。

4番目の基金の管理につきましても、基本的に復興交付金基金と同様でございますけれども、基金として造成できる利用期間につきましては、これは宮城県の基金交付要綱によりまして、こちらは10年間というふうに決められておりますので、本基金の設置は平成32年度末までといたしております。基金のスタイルにつきましては、これも復興交付金基金と同様に、取り崩し型の特定目的基金になります。宮城県内におきましては、同様の基金の設置予定団体は、35団体中32団体というふうになっております。

では、続いて議案書の方をごらんいただきたいと思っております。27ページをお開きいただきます。

条例案は全7条の規定で構成されておりますけれども、第1条の設置規定以外の条文については、類似するほかの特定目的基金条例と同様の構成になってございます。ただ、基金設置に5年間という時限がございますので、附則の第2項に、この条例は平成28年3月31日限りその効力を失う旨の失効規定を掲げてございます。この時点において基金に残額がある場合には国庫に返還することになります。

次のページ、29ページをお開きいただきます。

本条例案も復興交付金基金条例案と、第1条の設置規定以外には基本的に同様の内容となっております。ただ、こちらはハード事業ではなくてソフト事業のための財源ということもありまして、宮城県では10年間の範囲で事業を実施するというようにいたしておりますので、この条例の附則第2項では、平成33年3月31日限り効力を失う旨の規定を掲げてございます。この基金も、平成32年度末に残額がある場合には宮城県に返還することになります。

以上で細部説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第18号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第 7 議案第 20号 宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について

日程第 8 議案第 21号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について

日程第 9 議案第 22号 宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更について

○議長（後藤清喜君） お諮りいたします。日程第7、議案第20号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更についてから日程第9、議案第22号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてまで、以上、本3案を一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本3案は一括議題とすることに決しました。なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員をして議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号宮城県市町村職員退職手当組合理約の変更について、議案第21号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等認定委員会共同設置規約の変更について、及び議案第22号宮城県市町村等非常勤職員公務災害補償等審査会共同設置規約の変更についてをご説明申し上げます。

本3案は、いずれも本町が加入している各組織の規約において、大河原町外1市2町保険医療組合をみやぎ県南中核病院企業団と改めたいため、加入団体ごとに議会の議決を必要とするものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、議案関係参考資料の43ページでございますけれども、お聞きいただきたいんですが、これは退職手当組合の別表でございます。現在今、退職手当組合を構成している団体、右の表が現行でございます。石巻から記載されてございますけれども、そのアンダーラインがございますが、大河原町外1市2町保険医療組合が4月1日からみやぎ県南中核病院企業団ということで名称を変更したい、こういうものでございまして、この名称変更する場合には、構成団体のすべての議会の議決を必要とするということから、今回、規約の変更についての提案をいたすものでございます。

続きまして、44ページ、ほぼ同じ表でございますけれども、これは公務災害の認定委員会の共同設置規約でございます。

それから続きまして、45ページ、これは公務災害補償の審査会の規約でございます。

いずれも、先ほど申し上げました大河原町の保険医療組合がみやぎ県南病院に改めるということでの、構成上の議会の議決をいただきたいということで提案するものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第20号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のための休憩といたします。再開は1時といたします。

午前 1 1 時 4 7 分 休憩

---

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第10 議案第23号 平成23年度南三陸町一般会計補正予算（第15号）

○議長（後藤清喜君） 日程第10、議案第23号平成23年度南三陸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号平成23年度南三陸町一般会計補正予

算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、本年度の最終整理予算の位置づけのもと、各款各項にわたり減額等の措置を行ったほか、東日本大震災の対応として新たに設けられた財源措置である震災復興特別交付税、東日本震災復興交付金などについて、追加の措置を講じたものであります。

細部につきましては、財政担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） それでは、予算書の7ページ、8ページから説明をさせていただきます。

7ページの第2表繰越明許費でございますが、緑の分権改革実証事業から道路災害復旧事業まで11の事業がございますが、ほとんど災害関連の事業でございます。年度内に事業が終了できませんので平成24年度に繰り越しをいたすものでございます。

それから、8ページ、債務負担行為の補正でございますけれども、新年度から、今のところは41名派遣職員が来られますけれども、そういった職員の宿舍借り上げ料とか、アパートとかそういったものの借り上げ料でございますが、これは自治体で支払うということで、2年度分契約をしたいというふうに思っています。それで、今年度いわゆる敷金とか前払い金がございますので、債務負担行為としては平成23年度から平成25年度まで3年間ということで設定をさせていただきたいということでございます。

9ページの地方債の補正でございますが、廃止として災害対策から歳入欠陥債までございます。これらにつきましては、後でご説明を申し上げます震災復興特別交付税にすべて振りかえられましたので、これらの起債については廃止をするものでございます。これらの財源については震災復興特別交付税で見られるということになります。

それから、変更でございますが、防災対策事業費ということで、事業の確定に伴いまして、520万円から390万円に130万円を減額するものでございます。災害援護貸付金でございますが、これは事業の実績見込みで今回減額をするものでございますが、その額、非常に減額幅が大きいのをご説明をさせていただきますが、当初410件ということで12億7,500万円ほどを予算化してございます。これらの実績が1億930万円、約39件ということでございますので、補正額として11億6,500万円を減額するという内容でございます。

13ページから歳入、歳出に入らせていただきますけれども、既に事業が確定したもの、あるいは実績見込みのものということで整理したものでございます。したがって、説明につ

きましては、制度的に新規のもの、あるいはまた大幅に変更するもの、それから金額の大きいものというふうに、そういった形で細部説明をさせていただきたいと思います。

13ページ、14ページはそういった実績に基づき等で確定したものでございますので、よろしくお願いいたします。

15ページ、16ページでございますが、15ページの地方交付税でございますけれども、先ほど申し上げました震災復興特別交付税というのが新しく設けられました。この今回の主な内容は、地方税の減収分、町・県民税あるいは固定資産税、いろいろございますが、その減収分と災害復旧の補助裏分、これらが震災復興特別交付税として交付されることになりました。したがって、交付税は、これから普通交付税と特別交付税と震災復興特別交付税とこういう3本立てで交付税が交付されることとなります。現在のところその3本合わせた合計額が78億9,200万円というふうに、交付税としてはこういった額になる予定でございます。

17ページ、18ページでございますが、17ページの下段で、農林水産業費災害復旧負担金ということで、今回ばなな漁港、葦の浜漁港、荒砥漁港、津の宮漁港、この四つを新規災害復旧として計上させていただきました。そのほか、従来の応急事業との調整がございまして、今回、歳入で8億4,100万円を計上してございます。

18ページでございます。上段の総務費管理補助金ということで、最上段が地域交通確保維持改善事業補助金、いわゆる臨時無料シャトルバス11路線に対する国庫の補助でございまして、これも100%補助でございます。

中段の緑の分権改革調査事業補助金ということで、循環型社会実証実験ということで、いわゆるペレット事業に要する費用として交付されるものでございます。

それから、その下、東日本大震災復興交付金ということで、午前中に基金の条例を制定していただきました。これは国の分でございますが、52億2,500万円でございますが、既に予算編成した後内示がございまして、現在の内示が37億円でございますので、この差額につきましては後に補正予算で減額をさせていただきたいと。歳入、歳出同額でございますけれども、そういった今後の予算整理になろうかと思っております。

それから、18ページの下段、下から2行目でございますが、災害廃棄物処理事業費補助金ということで、これも見込みでございますが当初84億9,400万円、現計予算でとってございますけれども、事業実施見込みとして43億3,000万円という、今年のそういった見込みでございますので、その差額の41億6,300万円を減額すると、こういった内容でございます。

それから、20ページでございます。20ページの上段に災害救助費と負担金ということで1億



7,000万円の減額がございますが、いわゆる災害救助費等の整理によりまして1億7,000万円減額いたすものでございます。

それから、総務費補助金、中段でございますが、東日本大震災復興交付金ということで16億2,300万円、いわゆるこれは県からの交付される基金でございますが、主にソフト事業に充当するというので、そういった内容の交付金でございます。

それから、民生費補助金の中で、中段に介護基盤緊急整備等臨時特例基金補助金3,900万円減額でございますが、折立地区に整備予定していましたが、こういった震災によりまして延期したことによります補助金の減額でございます。

それから、21ページ、22ページでございますが、22ページの上段で、小学校費、中学校費にそれぞれ6,000万円、5,000万円ということで、被災児童就学支援事業補助金あるいは被災生徒就学支援事業補助金ということで計上されてございますが、県の基金事業として県から交付される金額でございます。小学校費は334人、中学校費は268名を見込んでございます。

それから、災害廃棄物処理事業費補助金ということで、一方では、先ほど大きく減額いたしましたけれども、こちらの方では県の負担補助金ということで3億900万円増額してございますが、いわゆる廃棄物対策の県補助金でございます。今年度交付される県補助金分を計上いたしたところでございます。

それから、24ページでございますが、建物売払収入で187万2,000円減額してございますが、当初予算で旧入谷中学校の屋体をシルク総合開発等に処分する予定でございましたが、震災によりまして事業がおくれているということで、その全額を減額をするものでございます。

それから、総務費寄附金として、ふるさと納税寄附金850万円追加をいたします。2月10日現在で506件、4,624万2,000円のふるさと納税が寄せられてございます。

次の震災復興推進費寄附金ということで4,220万円追加でございますが、これらの寄附金につきましても、1月末日現在で582件、金額で2億3,300万円既に寄せられてございます。

それから、24ページの下段の漁集あるいは公共下水への繰入金でございますが、これにつきましては一般会計で既に繰り入れをしてございましたけれども、今回それぞれ震災減収対策企業債ということの発行が認められましたので、一般会計に繰り戻すものでございます。

それから、26ページ、雑入でございますけれども、その中で中段の公有建物災害共済金ということで1億7,700万円。町有施設61施設が被災になりました。その見舞金として1億7,700万円が全国町村会等の保険会社から交付される予定でございます。

それから、非常勤職員公務災害補償保険金ということで、後で歳出で申し上げますが、前

議長さんに対する補償保険金ということで交付されております。

それから、その下の公有自動車損害共済金ということで、消防車両4台分でございますが、これの共済金として1,315万円、これも建物と同じ全国町村会のそういう保険会社から交付される予定でございます。

27ページでございます。災害復旧費の雑入として1億600万円ということで、ここに記載のように災害改修鉄類売払収入ということで、災害廃棄物瓦れきのうちの鉄くずの売払収入を計上させていただきました。

それでは、引き続き歳出に入らせていただきます。

29ページ、30ページでございます。歳出も各般にわたっておりますので、制度の変わったもの、あるいは金額の大きいものについて、説明をさせていただきます。

議会費でございますが、災害補償費ということで2,420万円ということで、遺族補償年金から葬祭補償まで、前議長さんに対するそういった補償費でございます。

それから、31ページ、32ページでございます。31ページの上段に職員宿舍借上料ということで450万円ございますが、これにつきましては、先ほど申しあげましたそのアパートそういったものの手付金と申しますか、敷金と申しますか、前払い金、今年度に支払いが発生します関係で450万円計上させていただきました。

それから、32ページでございますけれども、中段の積立金で、財政調整基金に5億円積み立てをする予定でございます。余剰財源が見込まれましたので、来年度以降の財源調整のため、財調に5億円積み立てをいたすものでございます。この金額を積み立てた後の今年度末の財調の残高見込みでございますが、お読みいたしますと1434867、14億3,400万円が今年度末の財調の見込み高になります。

それから、その下に役場庁舎建設基金ということで1億7,700万円積み立てをさせていただきますと思っています。先ほど建物災害の共済金で雑入として入ってまいりました同額を、今後、庁舎を建てられるわけですが、その基金として1億7,700万円積み立てをさせていただきますというふうに思っております。役場庁舎建設基金の現在高でございますが、積み立てた後の額でございますが、1億8,080万3,000円、180803千円でございます。

33ページ、34ページ、35ページ、36ページ、特にございません。

37ページでございますが、積立金として、寄附金をいただきました震災復興基金の方へ6,724万9,000円、それから、県の方でございますが、16億2,374万9,000円、それから下段につきましては国の東日本大震災交付金の基金ということで、仮称としてございましたが、今

日条例で初めて名称が決まりましたので、これを編成する際にはまだ正式な名称が決まってい  
ませんので仮称ということでつけさせていただきました。国の方が52億2,521万  
9,000円ということでございます。

38ページ、39ページ、40ページ、41、42ページ。

43ページでございますが、19節の負担金で、先ほど歳入で申しあげました介護基盤緊急整  
備補助金3,900万円の減でございますが、折立地区の施設整備延期によります減額ございま  
す。

44ページ、45ページ。

46ページの児童組織費で、扶助費で子ども手当の減額がございます。7,200万円ございま  
すが、転出等によりまして受給者及び児童数の減少によるものでございます。

47ページ、48ページ等は特に説明ございません。

49ページでございますが、災害弔慰金として12億9,750万円を減額をするものでございま  
す。現計35億円予算をとってございましたが、執行済みが717件の21億1,000万円、今後執行予定  
が34件の9,250万円、年度末の予定では751件、22億250万円になる予定でございますので、35  
億円からその分を減額をさせていただきました。

それから、貸付金の11億4,500万円でございますが、災害援護資金貸付金ということで、先  
ほど歳入で申しあげました、現計で12億7,500万円を見ていましたが、実績では39件の1億  
930万円、今後貸し付け予定が10件の2,000万円、合計で年度末の予定額が49件の1億2,930万  
円の見込みということになりますので、大変減額が大きくて申しわけございませんが、11億  
4,500万円を減額をさせていただきたいというふうに思っております。

50ページ、51ページ、52ページ、53ページ等は説明ございません。

54ページの水道会計の補助金でございますけれども、これらも減収分として一般会計から繰  
り出しをしておりまして、小森ポンプ場の保証金も当初なかなか見込めなかったのですが、  
減収分は減収対策債で補てんできますし、それからポンプ場の保証金も認められたことによ  
りまして、この金額を一般会計の方に戻していただくということになるものでございま  
す。

55ページ、56ページ、57ページ、58ページ、59、60、61、62、以下。

67ページでございますが、こちらの方も下段でございますが、先ほど申しあげましたよう  
に、一般会計繰り入れ分を震災関連地方債の発行によりまして繰り入れ分を減額するもので  
ございます。

それから、69ページ、中段でございますが、非常勤消防団員補償報償組合特別負担金という

ことで、賞じゅつ金の納付金でございますけれども、今回、犠牲になられました消防団員4名に対するものでございます。

70ページ、71、72、73、74、79。

80ページでございますが、上段で漁港施設災害復旧調査設計業務ということで、14の漁港の海岸保全施設の測量業務を予定してございます。

それから、既に終わりました査定業務、これらにつきましても補助裏分が特交と同じように見られましたので、1億9,200万円減額をするものでございます。したがって、この上の漁港施設災害金額が入ってございませぬが、これは委託料とプラスしますと、調査設計費は4億9,500万円ほどになります。

それから、その下段の工事請負費で7億9,342万4,000円。町単の部分と漁港施設災害復旧費工事ということで、ほぼこの国債分の復旧工事が主でございます。先ほど申し上げましたばなな、葦の浜、荒砥、津の宮分の工事請負費でございます。

それから、81ページでございますけれども、予備費として11億3,900万円、今回補正をいたすものでございますが、実はこの中には瓦れき処理の国庫負担分を既にいただいております、本来は9億円返還しなければなりませんけれども、制度上、翌年度で返還ということになります。したがって、実質、予備費として今回補正する額が2億3,900万円ほどになります。したがって、補正後の予備費は15億2,000万円でございますが、実質、9億円についてはそういったひもつきになってございますので、6億2,000万円ほどの現在の予備費の合計額ということになります。

それから、議案関係参考資料の46ページ、ここに漁港関係の今回補正に関連する工事概要、工事場所等記載されてございます。このうち1番から13番までは単独でございまして、まだ個別な事業費が確定しない部分もございまして、入れかわりがございまして、これら12漁港で約700万円になりますけれども、これらの個別の事業費についてはそういった入れかえ、調整がございまして、事業費の額は割愛をさせていただきますが、下の国庫補助事業の主な概算事業費を申し上げたいと思います。

ばなな漁港については4億5,000万円ほどの事業費です。それから、葦の浜漁港は1億8,000万円ほどでございます。それから、荒砥漁港は1億5,000万円ほどでございます。それから、津の宮漁港については8,600万円前後、そういった主な概算事業費になります。

以上で、歳入、歳出の主な説明について、説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質

疑は歳入歳出一括で行います。

質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。質疑ございませんか。

10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 22ページの8目、一番上段なんです、これは県の交付税だということで、県はソフト面ですか、いろいろそういう点で交付されるということなのですが、被災児童就学支援事業費それから生徒就学支援事業費、これは人数を先ほどおっしゃいましたけれども、これはそうしますと全児童に対する支援なのでしょうか。支援事業というのは中身はどういうことになっているか。その辺をお聞かせ願います。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 被災児童就学支援事業ということで、これは簡単に言えば就学援助事業です。今回の震災で就学の援助が必要となった児童、生徒に対して、国の交付金なんです、それを県が受けて県が基金をつくって県補助金ということで市町村に交付をするんですが、対象人数については、被災したということでそういった申請があった児童、生徒を認定したわけなんですけれども、先ほど総務課長も申しあげました小学校で334人、中学校で268人ということで、認定の割合としては全児童、生徒の60%、失礼しました。被災児童分では52%です。全児童、生徒の約52%がこの被災児童就学援助事業として認定したものでありまして、あと、通常の就学援助児童で一般分として認定した分については、それも含めると全部で60%ぐらいです。今1,150人ほどの児童、生徒数ですけれども、そういった一般の通常の就学援助児童の認定等を含めると700人ぐらいですので、約60%がそういった就学援助対象児童、生徒として認定をしてございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 10番大瀧りう子君。

○10番（大瀧りう子君） 本来の就学援助ともまた違って、被災した児童全部というか、今課長がおっしゃいますには60%ぐらいということで、両方入ると60%ぐらいということですね。被災した分が52%ぐらいだと、そういう点で就学援助の補助が認められたということなので、そうしますと、大体網羅するというか、落ち度がないと、そういうふうに認識してよろしいんですね。この支援の補助金の割合は、一般の児童の補助金とまた違ってくるんですか、金額は。同じと考えていいんでしょうか。今まで就学援助資金ありましたよね、それと今度の災害のための援助とは、金額は同じですかということです。

○議長（後藤清喜君） 教育総務課長。

○教育総務課長（芳賀俊幸君） 今回の被災児童、生徒の就学支援事業も、前からの準要保護就

学援助事業と額は同じでございます。

○議長（後藤清喜君） ほかに、3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） 1件お伺いいたします。歳入の20ページでございますが、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金基金事業ですか、これは減額ということで、従前に震災前に折立地区に進出という形で小規模多機能型の介護施設かと思いますが、いわゆる延期という総務課長が説明されておりますが、今後の見通しというか、それとあわせていわゆる震災後、相当この介護施設というものがその需要と供給ですか、そういうバランスがどういうふうの実態になっているのか。そして、この今後の見通しというものをお聞かせいただきます。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、ご説明いたします。

まず、とりあえず最初予定しておりました折立地区の介護基盤施設につきましては、先ほど総務課長がお話ししたとおり被災をしたというふうなことでとりあえず延期というような形になりましたが、その法人につきましては、ぜひ実施をしたいというふうなそういう意向を持っておりまして、いろいろ土地を物色をしたのでございますがなかなか見つからないというふうなことで、できれば戸倉のその高台移転地区の方にその用地を確保していただけないかというふうなそういう要望がございました。うちの方ではその辺も含めて検討させていただきたいというふうなそういう変更をさせていただいております。

それ以外のその介護基盤の関係でございますが、いわゆる箱物、老健でございますとかそういうものは、今回、慈恵園さんが被災をなされましたが、その分につきましてはちょうど荒砥さんがその分ちょうどできたというふうなことで、その分である意味充足はしております。ただ、荒砥の今の待機が約60名いるというふうなことでございますので、その待機の分については、なるべく早目に慈恵園さんが復帰をしたいというふうなそういう意向を示しておりますので、そちらの方で対処したいと思っております。

うちの方で今深刻なのは、いわゆるデイサービスが不足をしているというふうな状況にあります。それにつきましては、後で平成24年度の当初予算で計上いたしますが、社協さんが仮設のデイでその分を対処したいというふうなことで、仮設デイを町内に復旧する予定にしております。それにつきましては、1カ所3,000万円で、3カ所で約9,000万円というふうなことで、その予定を立てているとそういうような状況でございます。以上でございます。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） そうすると、折立は戸倉の高台にいわゆる希望をしておるということで、

その見込みというのはどういう感じなんでしょうか。いわゆる年度中に開設見込みがあるのか、高台ができなければ何ともなりませんけれども。もう少し突っ込んだ見通しをお伺いします。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） 今議員さんがおっしゃったとおり、いわゆる高台移転となりますと、その分の時間を要するというようなことがございます。それも含めまして、先ほどの議案でも申し上げましたけれども、第5期の介護計画を平成24年度中に策定するというような予定しておりますので、その中で事業者の方と内容を詰めてまいりたいとそういうふうと考えております。

○議長（後藤清喜君） 3番佐藤宣明君。

○3番（佐藤宣明君） わかりました。いずれこの介護、先ほども申し上げましたが、供給と需要の関係です。その辺を注意深くというか、深くこう見合いをかけましてその辺の、恐らく今後そういう開設希望というかそういう供給側も出てくる可能性もあろうかと思っておりますので、その辺を見合ったこうバランスをとりながらその施策を進めていただきたいというふうに思います。終わります。

○議長（後藤清喜君） ほかに。ございませんか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 今、前者の質問を聞いておまして、その予定しておった多機能型の福祉施設というんですか、それが震災によって。高台というか、町がやるその地に求めたいというふうなお話だったんですけども。そうしますと、これからもこの各地区で高台移転の計画をしているわけですけども、そういうような産業とか事業者がやるものを、高台移転の方に申し込むとかそういうことができるのかどうかです。あくまでも高台移転ということは、要するに防集でやることなんでしょうから、その地にその事業が参入してくることができるのかどうかということです。ということになれば、その面積もふえなければならないでしょうしね。それから、いろんな事業の種類の人たちが来る可能性もあるんじゃないですか。その辺、きちっとできるんだか、できなんだか。求めたいと言っていたって、できないものはできないということをきちっと今のうちに知っておかないと、どなたかが、「いや、おらも、じゃあ、そこに工場こさえたいから」とか、さまざまな事業の名が出てきますよ。そうしますと、そこはいい、こっちはだめだと、それはいい、これはだめだと、こういうことになってきますので、やはり町の方針といいますか、そういったその高台というものの利用目的というのをきちっと知っておかないと、ちょっとあやふやだとまずいんじゃないかなと

今感じがしたんですが、いかがでしょうか。

○議長（後藤清喜君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） その点の制度的なことにつきましては後で担当課長がお話ししますが、先ほどは申し出があったというふうなことで、それについて了解をしたというような返事はまだしておりませんので、それについては制度的なことも含めて検討させていただきたいというふうなそういう返答をしていると、そういう状況でございます。

○議長（後藤清喜君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 集団移転という部分という意味合いでは多分なかったと思うんですが、防災集団移転事業の場合は、どうしても住宅中心の被災した方の移転の場所ということですので、恐らくこの事業者さんは、その隣接地をとという意味合いの中でのお話なのかなというふうに承っております。

○議長（後藤清喜君） 14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） そうであればいいんです。きちんと防災移転の場合は、あくまでも被災された方々が高台移転をするというところの目的でやるんだと。だから、この高台という言葉が、高台移転とか高台というどうしてもそっちの方にイコールになってしまいますから、だから、その辺のところを町民の方々にもきちっとわかってもらわないと、後々何だ話が違ったなんてことにもなっては困りますので。

そうしますと、その高いところに土地を求めたいと、その高台移転を計画しているところにやるということではないということですね。そこところがはっきりとわかればいいです。

○議長（後藤清喜君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。



○議長（後藤清喜君） 日程第11、議案第24号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第24号平成23年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は決算見込み額を踏まえ、歳入においては国民健康保険税を減額し、歳出においては保険給付費を増額するとともに、今年度抛決定額に基づき、後期高齢者支援金及び共同事業抛金等について、所要の調整を行ったものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） 細部説明を行います。

予算資料89ページをお開きいただきたいと思います。見開きで歳入と歳出を記載してございます。

歳入につきましては、ただいま町長が述べましたように、総額で31億9,700万円余りでございます。当初予算比で121%でございます。歳入につきましては、ここの補正でごらんになっておわかりかと思いますが、税金については減収をすると、震災の影響で税が減り、その分を国の財源措置がなされるというような構成でございます。

90ページ、歳出、今度はそのふえた分につきましては、給付費用がその分ふえたということでございます。

2款の保険給付費、一般財源で当初3億1,300万円という見込みを全額国費が措置されたということで組み替えになってございます。

91ページ以降からは歳入、歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

1款国保税でございますが、一般と退職を合わせまして7,862万円を減額し、予算2億2,888万円とするものでございます。当初と比べますと、税の見込みとしておよそですが5億3,000万円減額となっております。

92ページ、第3款国庫の支出金補助金という部分でございますが、今回3億3,300万円ほど

補正をさせていただき、総額12億円とさせていただきます。

内容につきましては、節の説明の3項災害臨時特例補助金ということで2億3,500万円、これが減免の部分でございます。総額で、ここで7億4,700万円という特例補助金の額になるんですけども、当初申請額が6億円ございました。先ほど申し上げましたように、実際の減免分が5億3,000万円ということですので、1億円ほど多く申請をしてございます。その分はお返しをするんですが、さらに1億円ほど多く受領してございますが、これは町が6億円ほど申請した以外にプラス1億円、何に使うかわからないからというようなことで、申請額に1億円の上積みがあったということで、決算額で7億4,700万円ぐらいになるんですけども、精算して2億円ぐらいをお返しをするというような運びになるものと思います。

93ページをお開きいただきます。5款から7款までにつきましては、一定の算定基準により交付をされるものでございますので、細部は省略をさせていただきます。

94ページの第9款一般会計の繰入金でございますが、今補正で5,200万円ほど補正をさせていただきますして総額2億680万円という形でございます。

内容につきましては、節の説明欄にございますように、保険税の軽減分とそれから財政安定化ということで、交付税の措置分がここに記載されているものでございます。

飛びまして、96ページ、歳出でございます。

第2款の保険給付費、一般と退職を合わせまして1億1,000万円を追加補正をいたします。総額で19億円ということでございまして、これは窓口負担金を免除をしましてまいりましたので、それに伴って増加したものでございます。

97ページ、同じく2款の高額療養費でございますが、今回9,000万円を減額いたしまして8,200万円の予算で対応させていただくものでございます。

減額理由は、窓口の負担金が無料になっておりますので、この高額医療費につきましても手から出す分が相当数少なくなったということで、約例年の半分ぐらいというようなことでございます。

3款から7款まで、これにつきましては、先ほどの歳入と同じように一定の算定方式による支出でございますので、詳細は省略させていただきます。

98ページ、第8款保険事業の特定健診の費用でございますが、震災の影響等により受診する人数が減りました。ということで、今回530万円ほど減額するものでございます。

開いて99ページ、8款保険事業、こちらは人間ドックあるいは脳ドックの関係でございまして、こちらにつきましても震災の影響により470万円ほどを減額すると。こちらでどうして

もやりたいと思っただけなのですが、県内のドックの医療機関、非常に混乱状態ということで、なかなかその受け入れ先を確保するのも困難でしたし、それから、被災者が居住地点が散り散りばらばらということで、その取りまとめをするのも大変だったというようなこと  
でございます。

最後、100ページに予備費が財源調整の意味で2億8,000万円ほど補正してございますが、これは、先ほど申し上げましたように、国の補助金が2億円ほど多く参っておりますので、それを返還する調整分ということで予備費にこの額を措置させていただいたというものでございます。これで細部説明を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出で一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第25号 平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第3号)

○議長（後藤清喜君） 日程第12、議案第25号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第25号平成23年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は、後期高齢者医療保険料広域連合納付金を減額するとともに、過誤納となった保険料を還付するため、諸支出金について、これを増額とするものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（阿部俊光君） それでは、109ページをお開きいただきたいと思います。

見開きで歳入と歳出を記載してございますが、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。保険基盤の安定の繰入金、これの精算が確定いたしまして、本年度分につきましては290万円歳入が減るということでございますので、これと同額、収入を減った分を次のページの広域連合への支払いが必然的に減るというようなことでございます。

震災により還付金がふえますので、それに対応する部分ということで、過誤納還付金30万円を措置をさせていただくものでございます。よろしくお願いたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後 1時58分 休憩

---

午後 2時15分 開議

○議長（後藤清喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第13 議案第26号 平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（後藤清喜君） 日程第13、議案第26号平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号平成23年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は、東日本大震災により介護サービス利用者が減少したことに伴い、歳入においては、国県支出金、繰入金等を減額するとともに、歳出においては、保険給付費及び地域支援事業費等を減額するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、説明をさせていただきます。

今、町長が申し上げましたとおり、今回3億3,200万円ほど減額というようにございますが、先ほど言いましたように、被災をしてサービスが受けられないというような状況にございますので、こういった減額になったということでご理解をいただきたいと思っております。

それでは、まず、繰越明許費の方から説明をさせていただきます。

115ページをお開きください。

介護保険システムの改修事業というふうなことでございますが、4月1日から介護保険制度が改正になります。それに伴いましてシステムの改修を今から行うというふうなことでございますが、年度内に完了は見込めないというふうなことで、今回、繰越明許というふうなことにさせていただきました。よろしくお願いたします。

次に、119ページになります。

歳入でございます。介護保険料というふうなことで、これにつきましても1,900万円ほど減額と、これは、先ほど言いましたように、保険料の減免によるところが大きいというふうなことでございますが、補助金で充当されるというふうなことになると思われまます。

それから、中段でございますが3,220万4,000円、これにつきましては、減免した分特例補助金で充当されるというふうなことでございます。

それから、その下になります。介護給付費交付金、これはいわゆる純然たる減少分というふうなことになりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

次のページの121ページ、保険給付費繰入金というふうなことで4,275万6,000円、これにつ

きましては一般会計の方にまた繰り戻すというふうなことになります。

122ページの、それから財政調整基金の繰入金、これにつきましても6,385万2,000円、財調の方に繰り戻すというふうなことになります。

それでは、歳出に入らせていただきます。

124ページにつきましては、介護認定事業、これにつきましては前にご説明をいたしました、3市に委託をしていたというふうなことでございまして、その分の費用がそのまま減少しております。

それから下段になります。介護サービス等諸費、これにつきましても、毎月の実績に合わせますとこれぐらい減ってしまうというふうなことでございますので、居宅介護サービス給付費に6,600万円、それから下段になりますが、施設介護サービス給付費は1億円というふうなことで、実際減少しているというふうなことでございます。

では、次のページをお願いします。

中段でございしますが、介護予防サービス給付費1,900万円、これにつきましても、実際予防事業がなかなかできなかったというふうなことでございます。

それから、126ページの下段でございしますが、特定入所介護サービス費と、これにつきましては、いわゆる食費とか居住費というふうなことで、通常ですと自己負担になるんですが、今回は震災の特例によりまして助成になるというふうなことで、これも一応減額というふうなことになります。これにつきましては、次の128ページの一番最下段になります特定入所費支給金というふうなことで組み替えになるというふうなことで、その真ん中ごろになりますが、計で9,920万7,000円というふうなこと、約1億円そのまま組み替えというふうな状況になる、そういうことでございます。以上でございまして。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議案第27号 平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（後藤清喜君） 日程第14、議案第27号平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号平成23年度南三陸町居宅介護支援事業特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は、東日本大震災によりケアプラン作成件数が減少したことから、手数料を減額するとともに、流失した庁用機器購入に係る県補助金等については追加計上するものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（最知明広君） それでは、説明をさせていただきます。

138ページ、139ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、手数料237万7,000円減というようなことで、先ほど町長が申し上げましたとおり、ケアプランの作成が大幅に減少しております。その原因といたしましては、被災された事業者が通常の状態に戻っているというようなことで、いわゆる民間の方に流しているというふうなそういう状況にあります。それで、実際今のところは、その調査の方に力を入れて、ケアプラン作成については民間の方に委託をしていると、そういうような形になります。

それから、下段になります。37万6,000円の増、サービス事業所それから補助金というふうなことで、これについては、今回システムを全部被災して流されてしまったんですが、その分のシステム導入費が10分の10の補助というふうなことで、今回37万6,000円というふうなことになります。

歳出についてはごらんとおりでございます。下段のコピー使用料につきましては、コピーが被災をして流されてなくなったというふうなことで、その分をそのまま計上しておりま

す。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議案第28号 平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第6号）

○議長（後藤清喜君） 日程第15、議案第28号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号平成23年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、平成23年度の市場事業の実績に基づき、歳入歳出それぞれについて所要の調整を行ったものであります。

細部につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 細部説明をさせていただきます。

148ページと149ページをお開き願います。

まず、148ページの歳入の方でございますが、2款の県支出金を572万円減額しておりますが、これは市場に流動海水氷の製造機械等を設置するために、県から補助金を補正計上させてい



ただいたのですが、その工事の発注が終わりまして、それで差金が、結果としてこの分が余ったものですから、これを減額するという内容でございます。

それから、149ページの方の歳出でございます。

15節の工事請負費に関しましては、ただいま申し上げました工事等に係る差金でございます。

それから、23節に償還金利子及び割引料ということで計上してございますが、これは、仮設市場をつくる際に、いわゆるヤマト運輸を母体とするヤマト福祉財団の方から、復興に役立てくださいということで5億円いただいていた分を、仮設市場の建設等がほぼなりましたので、この分を多くいただいておった部分1,883万3,000円を返還するという、そういう内容でございます。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議案第29号 平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（後藤清喜君） 日程第16、議案第29号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号平成23年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は、歳入歳出において、それぞれの決算見込み額を踏まえ、最終的な整理予算とした

ものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、ご説明いたします。

それでは、154ページをお開きください。

第2表地方債でございますが、起債の目的、漁業集落排水施設災害復旧事業債でございます。これは、震災によりまして被災を受けました施設の復旧に合わせた地方債でございます。

1,570万円。

それから、震災減収対策企業債でございますが、施設使用料など、運転資金に不足を生じるものでございまして、2,050万円を起債を起すものでございます。

以上、合計3,620万円ほど地方債を起すものでございます。

それから、158、159ページをお開きください。

歳入でございますが、3款の一般会計繰入金ですが413万9,000円を減額いたすものでございます。

それから雑入でございますが、525万7,000円、これが建物災害共済見舞金でございまして、波伝谷浄化センターと袖浜浄化センターの見舞金の分でございます。

それから、6款の国庫支出金、これは災害復旧国庫補助金でございますが、120万円補正をさせていただくものでございます。

町債は、先ほどの災害復旧債、震災減収対策企業債のものでございます。

続きまして160ページ、歳出でございますが、漁業集落排水事業の排水施設管理費でございますが、13節の委託料524万6,000円の減でございますが、施設が被災を受けたことによりまして費用が得られなくなった分と、それから、交付金の方では、管路施設等査定設計委託料でございますが、これは災害査定の仕様に合わせたことによる部分の減でございます。

それから、2目の漁業集落排水事業基金利子ですが、企業基金の方に積み立てするものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第30号 平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算  
(第5号)

○議長（後藤清喜君） 日程第17、議案第30号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第30号平成23年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は、歳入歳出において、それぞれの決算見込み額を踏まえ、最終的な整理予算としたものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、細部説明をさせていただきます。

それでは、165ページをお開きください。

第2表地方債でございますが、地方債3件ございまして、1件目は、下水道施設災害復旧事業債でございます。先ほど漁集の方でもありましたが、施設の災害復旧の方に充てるものでございます。

続きまして、震災減収対策企業債、これも同じく水道施設使用料等の減収によりまして運転資金が不足するというところで起債を起こすものでございます。

次に、下水道事業借入債、これは39件分でございますが、施設が被災を受けたものにつきまして、まず残債の部分を、起債を起こしまして繰上償還するための起債でございます。利

子の2分の1が交付税で措置されるので、39件分の利子分は全体で4,556万4,000円ほど安くなる予定でございます。

続きまして、169ページをお開きください。

歳入でございますが、下水道使用料4万円の減でございます。現在、水道使用料99件ほど使用しております。

それから、4款の繰入金でございますが、一般会計繰入金6,980万5,000円を減額するものでございます。これは、漁集も同じですけれども、震災減収対策金を起債等で充てるものでございます。

それから、国庫支出金でございますが、災害復旧国庫補助金といたしまして960万円。

それから、8款の町債でございますが、先ほど申し上げました災害復旧債、震災減収対策企業債、借換債でございます。

次に、171ページの歳出でございますが、下水道施設管理費の方でございますが、13節の委託料、これも魚集の方と同じく、震災によりまして必要なくなった分を減額したものでございます。

次のページ、173ページをお開きくださいませ。

下水道施設管理費でございますが、これも震災によりまして業務委託費などの委託料が変更になったものでございます。

3款の公債費でございますが、先ほどの下水道事業の借換債などの元金でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤清喜君） 日程第18、議案第31号平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第31号平成23年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正は、収益的収支及び資本的収支の収入において、企業債の増額に伴い一般会計補助金などを減額するとともに、支出においては、工事等の実績に合わせ建設改良費などを減額するものであります。

細部につきましては、上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） それでは、細部説明をいたします。

181ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収入の部、営業収益といたしまして給水収益1,200万円水道料金の実績による増でございます。

営業外収益といたしまして加入者負担金252万円、40件分の増の分です。

雑収益536万円、これは建物災害見舞金等でございます。各3事務所等の見舞金でございます。

他会計補助金1億142万7,000円を一般会計補助金として減額するものでございます。これは、運転資金でございましたが、それらの起債を充てるものでございます。

支出でございますが、水道事業費の営業費用でございますが、配水・給水費として2,000万円、委託料、災害時の水質検査委託業務でございます。

総掛かり費は、水道事業業務委託費並びに災害長期派遣職員の負担金でございます。

減価償却費としまして440万1,000円、これは被災施設分の減価償却分でございます。

それから、営業外費用でございますが、1,380万1,000円を減額するものでございます。これが借入金の利息の減額でございます。当時、15億円を一時借入金にして、6カ月間、2%の利子でお借りするということだったので、それよりも利率の低いところがございまし

て、10億円を約100日、0.4%で借り入れた分の差額、減額の方でございます。

それから、資金的収入及び支出でございますが、1項の企業債でございますが、企業債としまして2億9,500万円、これは災害復旧事業債並びに借換債でございます。

補助金5億9,342万2,000円、国庫補助金の減と一般会計補助金への減でございます。

支出でございますが、水道資金的支出は建設改良費でございますが、工事請負費3億7,700万円を減額し、委託料を1,200万円、災害復旧工事設計委託業務等でございます。

企業債償還金でございますが、2億6,072万8,000円、これは企業債償還金、借りかえによる繰上償還金の元金でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は収入支出一括で行います。12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） 補正予算としても随分この額面を多くとられてあるようでございますし、そういう意味合いで、まずもってその復旧の進捗状況と申しますか、どの程度なっているのか。

それから、また、その水源の確保。つまり位置等々についてはどういうふうになっているのか。現在使われている場所も含めて、現在地を含めて、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（後藤清喜君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（千葉雅久君） 水道の復旧状況でございますが、当時仮応急復旧ということで工事いたしまして、現在、飲料水として全町に供給しているわけでございますけれども、現在2月の分でございますが、全体で4,199件、給水をいただいているところでございます。

これからの復旧でございますが、今現在、横浜市の水道局さんの方に依頼しまして、それから厚生労働省の方の委託業者がございまして、その業者の方から、現在、全体的な水道の復興計画、本町の復興計画に基づいた高台移転をもとにして、現在、水道の全体の復旧計画を、概要でございますがまとめているところで、今月中にそれがまとまってこちらの方に来る予定でございます。

本格的な復旧というのは、まず、これからその高台移転等などが具体的にになった時点で、いろんなその復旧が始まるかと思うんです。水道のものは、一番はその給水人口なものですから、その地区に何人住むか、それによってその水道管の口径、太さなども変わってきますので、その具体的なそういう見通しが出たときに、また再度今の概要計画を立てるものを、また、さらに詳細に立てて、復旧に向けて進んでいくというような状況でございます。

それから、水源の方でございますが、現在いろいろと電気探査など、鈴木議員さんにもいろいろと水源の関係ではご協力いただきまして、まことにありがとうございます。入谷地区の方にも立ち会っていただきまして、まことにありがとうございます。現在、そういうことで、いろいろとその浸水区域外のところの水源調査をやっているところでございますが、その電気探査の地点とかをやっているところでございまして、あと、それと、今の現在のこれまでの主要水源の4カ所、塩素イオン濃度も結構今20くらいに、あと、助作も50くらいに下がってきておりますので、それらも、もうちょっとその復興計画を見きわめながらちょっと検討したいなと思っております。以上です。

○議長（後藤清喜君） 12番鈴木春光君。

○12番（鈴木春光君） やっぱり、おにぎりの次は水かなというふうな思いがいたしますし、今回の支援物資の中でも、この給水支援といいますか、その度合いが非常に大きかったというふうな思いからすれば、やっぱり水の確保というのが大切なことだということに思います。

それで、ただいまのお話によりますと、その進捗のぐあいも徐々に徐々に進んでいるようでございますけれども、この一番はその給水人口の確保、それによってその決定づけていきたいということでございますけれども、いずれにしろ水源をまずもって本格的に事業開始したらいかかなものかなというふうに思います。と申しますのは、やはりその今、塩素度合いの割合を言われたんですけれども、現況の水質の度合いは、飲料水としては害を及ぼさないというか、適当だろうというようなことにも解釈できるんですけれども、それは、地盤沈下によって、その要するに水が流れてくる出口がやはりその海水の影響というものが、歌津にしてもあるいは志津川にしても、これは将来適応を考えた場合には果たしてどうなのかなというふうに思いますので、ぜひこの辺は、早目で事業着手していただきたいなというふうに思います。それが、水道事業の収支の関係からすれば、当然その給水人口にかかわることでございますけれども、そういうことからしても、やっぱり水源の確保、これが大切ではないかなとそんなふうに思います。ぜひそういうふうなことに向けて対応していただきたいなと、進めていただきたいなと、そういうふうに思います。

○議長（後藤清喜君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第19 議案第32号 平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算（第7号）

○議長（後藤清喜君） 日程第19、議案第32号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。事務局。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（後藤清喜君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第32号平成23年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要について、ご説明申し上げます。

今補正につきましては、収益的収入及び支出のうち、収入については国保調整交付金を、支出については共済組合追加負担金を、それぞれ増額するとともに、医療機器を購入するため、資本的収入及び支出について増額補正の措置を講じたものであります。

細部につきましては、病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（横山孝明君） それでは、細部説明の方を行います。

一応、今回は185ページをちょっとお開きいただきたいと思いますが、185ページで、企業債として運転資金2億5,000万円を借り入れるということで、以前お話しいたしましたとおり、4億円から5億円ぐらいの赤字になりますよということで、それで、2億5,000万円を町の方から繰り入れてもらっているの、残り2億5,000万円を運転資金として不足するというので、これを借り入れるというのが一つでございます。

それから、189ページをお開きいただきたいと思いますが、

今回は、収益的収入の関係につきましては、85万円が今回、国保調整交付金によって入ってくるので、その補正と。それから、支出におきましては、町長の方からご説明がありましたとおり、共済組合の追加負担金ということで2,000万円を補正するという内容でござい



ます。

それから、資本的収入、支出、190ページでございますけれども、これにつきましては、支出の方で、人工呼吸器のコンプレッサーを購入いたしたく、医療機器ということで、その分の歳入としまして寄附金44万円を充てていく。

191ページになりまして、そこで有形固定資産の購入費として、ここで人工呼吸器のコンプレッサーを購入するという内容でございます。よろしくをお願いします。

○議長（後藤清喜君） 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これにて散会することとし、12日午前10時より本会議を開くことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤清喜君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、12日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時03分 散会